

岸和田市防災情報自動配信サービス運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が防災行政無線や緊急速報メールにより配信する、災害の発生や避難情報等の緊急性の高い情報（以下「緊急防災情報」という。）を入手することが困難な市民・住民（以下、「市民等」という。）に対して、別途配信する岸和田市防災情報自動配信サービス（以下「本サービス」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本サービスは、市民等に対し個別に緊急防災情報を配信し、市民等が自己の安全を確保するため適切な行動をとることに資することを目的とする。

(対象者)

第3条 本サービスの配信対象者は、緊急速報メールを受信できる携帯電話やスマートフォン等を保有していない者または利用できない者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当し、登録申込を行った者とする。

- (1) 岸和田市内に居住または勤務する、岸和田市避難行動要支援者支援プランに規定する避難行動要支援者
- (2) 岸和田市防災行政無線（同報系）の放送が聞こえない環境に居住または勤務する者
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が本サービスの提供が必要と認める者

(登録申込書の受理、登録)

第4条 岸和田市防災情報自動配信サービス登録申込書を受理したら、受付印を押印し、申込者の情報を一斉同報配信サービス内の災害弱者グループに登録し、テスト配信を行う。テスト配信の確認済みをもって登録完了とする。

(配信項目)

第5条 本サービスにおいて配信する緊急防災情報は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 岸和田市が発する緊急速報メールの情報
- (2) 緊急地震速報を除く政府が発する国民保護(J-アラート)の情報
- (3) その他の防災上必要とする情報

(配信手段)

第6条 本サービスにおける緊急防災情報の配信は、電話またはFAXにより予め登録された配信先に対して行うものとし、原則として緊急速報メールの配信と自動的に連動して配信するものとする。

- 2 前項以外の手段で配信するときは、危機管理部長が専決し配信する。
- 3 特に緊急を要する場合には、前項の規定によらず配信できるものとする。ただし、配信後速

やかに危機管理部長に報告しなければならない。

(配信後の措置)

第7条 前条第2項及び第3項の規定により緊急防災情報を配信したときは、配信内容をホームページ等で閲覧可能な状態として記録する。

2 緊急速報メールの代替手段として本サービスを運用することから、配信結果の確認は行わない。

(利用登録の解除)

第8条 本サービスについて、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録を解除することができる。

- (1) 登録者から解除を希望する旨の申込があったとき
- (2) 電話またはFAXへの配信が3回以上不達であったとき（配信可能で応答がなかった場合を除く）
- (3) 登録者が死亡する等、本サービスでの情報伝達の必要性がなくなつたと認められるとき
- (4) 登録者が別人である旨の申出があったとき

2 前項の規定に基づく登録の解除は、登録者に通知することなく行うことができる。

(管理部署)

第9条 本サービスの管理及び運用は、危機管理部危機管理課が行う。

(その他)

第10条 当要綱に規定のない事項については、危機管理部長が決定することとする。

附 則

この要綱は、令和4年8月9日から実施する。